



山形県公報

平成15年11月7日(金)

号 外 (87)

目 次

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則..... (税 政 課) ... 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月7日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第68号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「利子等」を「利子等」という。) 同項第15号に規定する特定配当等(以下「特定配当等」という。)及び同項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下「特定株式等譲渡所得金額」に、「及び県たばこ税」を「並びに県たばこ税」に改める。

第4条第2項及び第17条第2項中「利子等」を「利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額」に、「及び県たばこ税」を「並びに県たばこ税」に改める。

第19条中「利子等」を「利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額」に改める。

附則第11項中「別記第98号の3様式」を「別記第98号の3様式から別記第98号の5様式まで」に改める。

別表1 通則及び賦課徴収の項中

「県民税利子割納入書	第11号の5様式	条例第2条第4号	」を
「県民税利子割納入書	第11号の5様式	条例第2条第4号	
県民税配当割納入書	第11号の5の2様式	条例第2条第4号	に、
県民税株式等譲渡所得割納入書	第11号の5の3様式	条例第2条第4号	」
「県民税利子割更正請求書	第14号の3様式	法第20条の9の3第1項及び第2項	」を
「県民税利子割更正請求書	第14号の3様式	法第20条の9の3第1項及び第2項	
県民税配当割更正請求書	第14号の4様式	法第20条の9の3第1項及び第2項	に改め、同表2 県民税の
県民税株式等譲渡所得割更正請求書	第14号の5様式	法第20条の9の3第1項及び第2項	」
項中 「県民税利子割更正・決定・加算金決定・納額通知書	第98号の3様式	法第13条、法第71条の11第4項、法第71条の14第4項及び法第71条の15第4項	」を
「県民税利子割更正・決定・加算金決定・納額通知書	第98号の3様式	法第13条、法第71条の11第4項、法第71条の14第4項及び法第71条の15第4項	

県民税配当割更正・決定・加算金決定・納額通知書 第98号の4様式 法第13条、法第71条の32第4項、法第71条の35第5項及び法第71条の36第4項 に改め、同表7自動車税、

県民税株式等譲渡所得割更正・決定・加算金決定・納額通知書 第98号の5様式 法第13条、法第71条の52第4項、法第71条の55第5項及び法第71条の56第4項 』

自動車取得税の項中「徴収金の納税義務」を「徴収金の納付義務」に改める。
別記第11号の5様式を次のように改める。

山形県税

納入書

特別徴収義務者 取扱営業所等	県・営		
	ID <input type="text"/> <input type="text"/>		
年 <input type="text"/> <input type="text"/> 月 <input type="text"/> <input type="text"/> 分			
提出日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
特別徴収義務者 番号 <input type="text"/> <input type="text"/>			
処理事項	口座番号	加入者名 山形県出納長	
税額	十億千百	十 <input type="text"/>	十万千百十 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
納入金額	滞金	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
1 過少申告 2 不申告	申告金	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
重加算額	重加算金	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
合計	合計	<input type="text"/>	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>

上記のとおり 納入します。 (金融機関・郵便局保管)	日 計 * <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	領収済日付印
	円	

山形県税

公 営 山形県税 領収証書

特別徴収義務者	県・営	加入者名	山形県出納長			
取扱営業所等		口座番号	十	億千	百	十
			〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
			〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
			〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
			〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
処理事項		額	金	納	入	金
		延滞	金	1	過	少
		1	〇	〇	〇	〇
		2	〇	〇	〇	〇
		重加算	金	重	加	算
		額	〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
合計		計	〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

種	01	公社債利子	11	私募公社債等運用投資信託の収益の分配
	02	銀行預金利子	12	社債的受益証券の収益の分配
	03	銀行以外の金融機関の預貯金利子	13	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
	04	勤務先預金等の利子	14	懸賞金付預貯金等の懸賞金等
	05	合同運用信託の収益の分配	15	定期積金の給付補てん金
	06	公社債投資信託の収益の分配	16	掛金の給付補てん金
	07	郵便貯金利子	17	抵当証券の利息
	08	公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18	貴金屬等の売却し条件付売買の利益
	09	国外公社債等の利子等	19	外貨建預貯金等の為替差益
	10	財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20	一時私養老保険・一時払損害保険等の差益
摘				
要				

上記のとおり領収しました。

領収済日付印

(納入者保管)

別記第11号の5様式の次に次の2様式を加える。

県民税株式等譲渡所得割納入書

山形県税

特別徴収義務者		年分(中途)月分 □□ □□ □□	
提出日		年 月 日 □□ □□ □□	
特別徴収義務者番号		特別徴収義務者番号	
旧特別徴収義務者番号		旧特別徴収義務者番号	
特別徴収義務者	口座番号	加入者名	
処理事項	十 億 千 百	山形県出納長	
税 額	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	十 万 千 百 十 円 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
納 入 金 額	延 滞 金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
1 過 少 申 告 金	1 過 少 申 告 金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
2 不 加 算 金	2 不 加 算 金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
重 加 算 金	重 加 算 金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
合 計	合 計	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
上記のとおり納入します。		日 計	領収済日付印
(金融機関・郵便局保管)		* □	
		円	

別記第14号の3様式を次のように定める。

第14号の3様式

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	県 民 税 利 子 割 更 正 請 求 書					
山形県知事 殿			年 月 日			
特別徴収義務者 所在地 名称及び代表者氏名 (電話番号)			印)			
下記のとおり更正の請求をします。						
営業所等の所在地及び その名称						
種 類	項 目	項 目				
	公社債利子	私募公社債等運用投資信託の収益の分配				
	銀行預金利子	社債的受益証券の収益の分配				
	銀行以外の金融機関の預貯金利子	国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配				
	勤務先預金等の利子	懸賞金付預貯金等の懸賞金等				
	合同運用信託の収益の分配	定期積金の給付補てん金				
	公社債投資信託の収益の分配	掛金の給付補てん金				
	郵便貯金利子	抵当証券の利息				
	公募公社債等運用投資信託の収益の分配	貴金属等の売却し条件付売買の利益				
	国外公社債等の利子等	外貨建預貯金等の為替差益				
財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	一時払養老保険・一時払損害保険等の差益					
区 分		更 正 請 求 前			更 正 請 求 後	
		月	月	月	月	月
課 税 標 準 額		円	円	円	円	円
税 額						
更正請求の理由、更正の請求をすることとなった事情の詳細その他参考となるべき事項						

(注) 1 「営業所等の所在地及びその名称」の欄は、営業所等单位で申告している場合に記載してください。

2 「種類」の欄は、当該項目の左欄に 印を記入してください。

別記第14号の3様式の次に次の2様式を加える。

第14号の4様式

<div style="display: inline-block; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; margin-right: 20px;">受付印</div> 県 民 税 配 当 割 更 正 請 求 書			
年 月 日			
山形県知事 殿	特別徴収義務者 所在地 名称及び代表者氏名 (特別徴収義務者番号) (電話番号)		
印			
下記のとおり更正の請求をします。			
区 分	特 定 配 当 等 の 種 類	支 払 金 額	税 額
年 月 分	更正請求前	上場株式等の配当等	円 円
		公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	円 円
		特定投資法人の投資口の配当等	円 円
		合計	円 円
	更正請求後	上場株式等の配当等	円 円
		公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等	円 円
		特定投資法人の投資口の配当等	円 円
		合計	円 円
更正請求の理由、更正の請求をすることとなつた事情の詳細その他参考となるべき事項			

- (注) 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成してください。
 2 この請求書には、更正請求の理由を証する関係資料を添付してください。

振 込 口 座							
金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	支店	預金種目	1 当座 2 普通 3 納税準備 4 別段 5 その他	口座番号		口座名義

第14号の5様式

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割 更 正 請 求 書		
山形県知事 殿	特別徴収義務者 所在地 名称及び代表者氏名 (特別徴収義務者番号) (電話番号)	年 月 日 印))	
下記のとおり更正の請求をします。			
区 分	支 払 金 額	税 額	
年 月分	更正請求前	円	円
	更正請求後	円	円
更正請求の理由、更正の請求を することとなつた事情の詳細そ の他参考となるべき事項			

- (注) 1 この請求書は、納入申告書ごとに作成してください。
 2 この請求書には、更正請求の理由を証する関係資料を添付してください。

振 込 口 座							
金融 機 関 名	銀 行 信用金庫 信用組合	支店	預 金 種 目	1 当座 2 普通 3 納税準備 4 別段 5 その他	口 座 番 号		口 座 名 義

別記第94号様式を次のように改める。

第94号様式

(表)

法人事業税
 更正・決定・加算金決定・納額通知書

法人番号	事業年度始期 (計算期間始期)	管区	申告 区分	更正・決定年月日	前回の申告区分	前回申告等年月日	法人区分	
主たる事務所等の所在地								
法人の名称								
代表者氏名								
事業年度 (計算期間)	年	月	日から	年	月	日まで	均等割月数()事業月数()	
法人	区分	本県分均等割額	課税標準の総額	本 県				分
				課税標準額	税率	法人税割額	税額控除額	
		円	千円	千円	パーセント	円	円	
	更正・決定の額							
	既に納付した確定額							
	利子割額又は還付納付額に係る							
	差引過不足額						□	

注 「利子割

額に係る納付額又は還付額」の欄の内訳は、「利子割額に関する計算」の欄のとお

区	分	課税標準額	県		分
			課税標準額	税率	
	付加価値割課税分	千円	千円	パーセント	円
	資本割課税分				
	所得割課税分				
	小計				
	特定信託所得割課税分				
	小計				
	収入割課税分				
	税額控除額				
	計(+ + + + +)				
	既に納付の確定した税額				
	差引過不足額				八

法人事業税

更正・決定の額

りです。

利割に する計 子額関 る算	控除すべき 子額	円	事業税加算金			区分	加算金対象 税額	割合	確定加算 金額	既に決定 の加算額	済引過不足 金額
			納付すべき イ + 口 + 八 + 十 + 二 + ホ + へ	税額等の合計額	円						
	控除した利子割額				過少申告加算金	円	パーセント	円	円	=	円
	控除できない利子割額				不申告加算金					ホ	
	既選付請求利子割額				重加算金					へ	
	納付額又は還付額				納付すべき(減額する)税額等の合計額						

地方税法第55条、同法第72条の39(第72条の41)及び同法第72条の41の2の規定により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。

年 月 日

山形県何総合支庁長 印

裏面もお読みください。

(裏)

この更正・決定に基づく不足税額、加算金額については、表面に記載した納期限までに県指定金融機関、県指定代理金融機関、県内にある県収納代理金融機関、郵便局又は総合支庁へ納付書によつて納めてください。なお、不足税額については、法定の申告納付期限の翌日から、税金完納の日までの期間に応じ、年14.6パーセント(法定の申告納付期限の翌日から、この通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

なお、延滞金額の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。この処分不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく表面の総合支庁長を経由して提出してください。

別記第97号様式から別記第97号の3様式までを次のように改める。

第97号様式

法人事業税に係る課税標準額等の通知書

号 日
第 年 月

何 道 府 県
知 事 殿

山形県何総合支庁長 印

次のとおり通知します。

法人名			
主たる事務所等の所在地			

事業年度(計算期間)	期限	申告区分	資本又は出資金額	千円
から	県民税	法人区分	積立金	千円
まで	事業税			

申告年月日	確定	処理区分	年月日	税務官署の処理区分及び通知年月日
	修正			

課	(使途秘匿金額等)	(百円)	不申告加算金	千円
	法人県民税		千円	過少申告加算金	
	付加価値額		千円		
法	資本等の金額		千円		

そ の 他	外国の法人税等の額の控除額	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	補正後の従業者数の総額
		道府県民税分 市町村民税分	道府県民税分 市町村民税分
備 考	法人番号		

第97号の2様式

法人 ^{県民税} 事業税に係る申告書提出期限延長の届出 ^{承認等} の通知書			
何 都 道 府 県 知事 殿		第 号 年 月 日	山形県何総合支庁長 印
法人名			
主たる事務所等所在地			
申告書の提出期限		年 月 日	
県 民 税	届 出 の 内 容	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から申告期限を 月間延長	法人税法第75条の2第1項 " 第81条の24第1項
		年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から延長期間を 月間に変更	法人税法第75条の2第3項 " 第81条の24第2項
		年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から延長承認の取消・廃止	法人税法第75条の2第3項 " 第75条の2第5項 " 第81条の24第2項
事 業 税	承 認 等 の 内 容	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分(計算期間分)から申告期限を 月間延長	地方税法第72条の25第3項 " 第72条の25第5項 (" 第72条の28第2項)
		年 月 日から 年 月 日まで の事業年度(計算期間)については、申告期限を 年 月 日まで延長	地方税法第72条の25第2項 " 第72条の25第4項 (" 第72条の25第6項) (" 第72条の25第7項) (" 第72条の25第11項) (" 第72条の28第2項)
		年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分(計算期間分)から延長承認の取消・廃止 延長期間を 月間に変更	地方税法施行令 第24条の4第2項 第24条の4第4項
		関係都道府県事務所等所在地	

第97号の3様式

法人県民税に係る申告書提出期限延長の届出の通知書			
		第 号 年 月 日	
市 町 長 殿 何 町 村		山形県何総合支庁長 印	
このことについて、下記のとおり通知します。			
法 人 名			
主たる事務所等 所在地			
申告書の提出期限	年 月 日		
県 民 税	届 出 の 内 容	年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から申告期限を 月間延長	法人税法第75条の2第1項 " 第81条の24第1項
		年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から延長期間を 月間に変更	法人税法第75条の2第3項 " 第81条の24第2項
		年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分から延長承認の取消・廃止	法人税法第75条の2第3項 " 第75条の2第5項 " 第81条の24第2項
摘 要		法人税に係る申告期限の延長申請書の提出の有無 (有・無)	

別記第98号の2様式及び別記第98号の3様式を次のように改める。

第98号の2様式

(表)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	県民税利子割に係る営業所等の設置変更届出書													
年 月 日														
山形県知事 殿 特別徴収義務者 所在地 名称及び代表者氏名 (電話番号)														
印)														
山形県県税条例第48条の9の規定により下記のとおり届け出ます。														
届 出 事 由			1 設置 2 所在地及び名称の変更 3 利子等の種類の変更 4 廃止											
届 出 事 由			年 月 日											
届 発 生 年 月 日			年 月 日											
営 業 所 等	所 在 地		フリガナ							郵便番号				
	名 称 及 び 代 表 者 氏 名		フリガナ							電 話 番 号				
納 入 方 法	営業所等ごとに納入する場合		利子等の種類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	県内の営業所等を一括して納入する場合		利子等の種類		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	(本社・本店 を含む。)		所在地											
	(本社・本店 を含む。)		名 称											
摘 要														

裏面もお読みください。

(裏)

- (注) 1 「届出事由」の欄は、当該番号を で囲んでください。
- 2 「営業所等」の欄は、所在地及び名称の変更の場合においては、変更後の所在地及び名称を記載してください。
- 3 「納入方法」の欄は、所在地及び名称の変更並びに廃止の場合においては、記載しないでください。また、利子等の種類の変更の場合においては、変更後の状況を記載してください。なお、利子等の種類は、下記により選択し、該当番号を で囲んでください。

1 公社債利子	12 社債的受益証券の収益の分配
2 銀行預金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	15 定期積金の給付補てん金
5 合同運用信託の収益の分配	16 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託の収益の分配	17 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	18 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	19 外貨建預貯金等の為替差益
9 国外公社債等の利子等	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	
11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

- 4 設置の場合において、届出営業所等に金融機関共同コードが付番されているときは、当該コードを「摘要」の欄に記載してください。

第98号の3様式

(表)

県民税利子割 更正・決定・加算金決定・納額通知書

通知書番号

第 号

特別徴収義務者		所在地																	
		名称	殿																
営業所等		所在地																	
		名称	殿																
利子等の 支払年月	法定申告 納入期限 申告 年月日	種 類	処分の 区分	県民税利子割				上段：課税標準額				下段：税額							
				更正・決定の額		更正・決定 前の額		既に納入 済みの額		差引過不足額									
差引過不足額計																			
利子等の 支払年月	法定申告 納入期限 申告 年月日	種 類	処分の 区分	加 算 金								差引過不足額							
				区分	率	基本税額	加算金額	既に決定済み の加算金額											
						千円		百円			百円								
差引過不足額計																			
更正・決定により納めるべき(減額する)税金等の合計額 +															円				

地方税法の規定により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。
 この更正・決定に基づく不足税額・加算金の納期限は 年 月 日ですから、当該納期限までに別添
 納入書記載の納入場所に納入書によつて納めてください。
 年 月 日
 山形県知事 氏 名 印
 裏面もお読みください。

(裏)

(注) 1 「種類」の欄の数字は、下記のとおりです。

01 公社債利子	11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
02 銀行預金利子	12 社債的受益証券の収益の分配
03 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
04 勤務先預金等の利子	14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
05 合同運用信託の収益の分配	15 定期積金の給付補てん金
06 公社債投資信託の収益の分配	16 掛金の給付補てん金
07 郵便貯金利子	17 抵当証券の利息
08 公募公社債等運用投資信託の収益の分配	18 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
09 国外公社債等の利子等	19 外貨建預貯金等の為替差益
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	20 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益

2 「区分(率)」の欄の数字は、1：過少申告加算金(1：10パーセント、2：10パーセント+5パーセント、3：15パーセント)、2：不申告加算金(1：5パーセント、2：15パーセント)3：重加算金(1：35パーセント、2：40パーセント)を示します。

3 延滞金額について

不足金額を納めるときは、法定の申告納入期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(法定の申告納入期限の翌日からこの通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

4 この処分不服がある場合の救済方法

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

別記第98号の3様式の次に次の2様式を加える。
第98号の4様式

(表)

県民税配当割 更正・決定・加算金決定・納額通知書										通知書番号		第 号							
特別徴収義務者		所在地																	
		名称												殿					
配当等の 支払年月	法定申告 納入期限 申告 年月日	種 類	処分の 区分	県民税配当割								上段：課税標準額		下段：税額					
				更正・決定の額				更正・決定 前の額		既に納入済 みの額		差引過不足額							
差引過不足額計																			
配当等の 支払年月	法定申告 納入期限 申告 年月日	種 類	処分の 区分	加 算 金								既に決定済み の加算金額		差引過不足額					
				区分	率	基本税額		加算金額											
差引過不足額計																			
更正・決定により納めるべき(減額する)税金等の合計額 +																			

地方税法の規定により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。
この更正・決定に基づく不足税額・加算金の納期限は 年 月 日ですから、当該納期限までに別添
納入書記載の納入場所に納入書によつて納めてください。
年 月 日

山形県知事 氏 名 印

裏面もお読みください。

(裏)

(注) 1 「種類」の欄の数字は、下記のとおりです。

- 51 上場株式等の配当等
 - 52 公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等
 - 53 特定投資法人の投資口の配当等
- 2 「区分(率)」の欄の数字は、1:過少申告加算金(1:10パーセント、2:10パーセント+5パーセント、3:15パーセント)、2:不申告加算金(1:5パーセント、2:15パーセント)、3:重加算金(1:35パーセント、2:40パーセント)を示します。

3 延滞金額について

不足金額を納めるときは、法定の申告納入期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(法定の申告納入期限の翌日からこの通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

4 この処分に不服がある場合の救済方法

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

第98号の5様式

(表)

県民税株式等譲渡所得割 更正・決定・加算金決定・納額通知書

通知書番号

第 号

特別徴収義務者		所在地								
		名称	殿							
株式等譲渡所得の支払年月	法定申告納入期限	処分の区分	県民税株式等譲渡所得割				上段：課税標準額		下段：税額	
	申告日		更正・決定の額	更正・決定前の額	既に納入済みの額	差引過不足額				
	年 月 日		円	円	円	円	円	円	円	
.	. .									
.	. .									
.	. .									
.	. .									
差引過不足額計										
株式等譲渡所得の支払年月	法定申告納入期限	処分の区分	加 算 金						差引過不足額	
	申告日		区分	率	基本税額	加算金額	既に決定済みの加算金額			
	年 月 日				千円	百円	百円	円		
.	. .									
.	. .									
.	. .									
.	. .									
差引過不足額計										
更正・決定により納めるべき(減額する)税金等の合計額 +									円	

地方税法の規定により上記のとおり更正・決定しましたから通知します。

この更正・決定に基づく不足税額・加算金の納期限は 年 月 日ですから、当該納期限までに別添納入書記載の納入場所に納入書によつて納めてください。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

裏面もお読みください。

(裏)

(注) 1 「区分(率)」の欄の数字は、1:過少申告加算金(1:10パーセント、2:10パーセント+5パーセント、3:15パーセント)、2:不申告加算金(1:5パーセント、2:15パーセント)、3:重加算金(1:35パーセント、2:40パーセント)を示します。

2 延滞金額について

不足金額を納めるときは、法定の申告納入期限の翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(法定の申告納入期限の翌日からこの通知書に基づく納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

3 この処分不服がある場合の救済方法

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをすることができます。

別記第103号様式の注書第2項中「第14項」を「第13項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別表7自動車税、自動車取得税の項及び別記第103号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 改正前の山形県県税規則により作成した用紙で改正後の山形県県税規則に相当規定のあるものは、当分の間使用することができる。

平成15年11月7日印刷
平成15年11月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056